

## 保育施設の公募について

### 1 公募する内容

施設	保育提供区域(小学校区)	募集数	定員数
保育所	西部地区 (中村町(うち西部地区内の区域に限る)、 新神田、米丸、西南部、押野、三和、緑、 安原)	1	60名以上 180名以下

### 2 応募できる事業者

国の補助対象となる社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人又は日本赤十字社  
(予定法人を含む)

### 3 スケジュール

① 公募説明会の出席申込

平成 29 年 10 月 24 日(火)～11 月 6 日(月)

② 説明会

平成 29 年 11 月 7 日(火) 14 時 (金沢市役所 2階 202会議室)

③ 公募期間

平成 29 年 11 月 8 日(水)～12 月 27 日(水)

④ 審査、選考期間 (金沢市保育施設等整備検討会)

平成 30 年 1 月～2 月

平成29年度  
金沢市  
保育所設置・運営事業者  
公募要領

平成29年(2017年) 11月  
金沢市福祉局こども政策推進課

## I 公募の趣旨

金沢市は、保育を必要とするすべての子育て家庭に対し、適切な教育・保育サービスを提供できる環境を整備するため、「金沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育サービスの充実を図りながら、その量的拡大に取り組んでおります。

その取り組みのひとつとして、国の補助を活用することを前提として、金沢市の特に保育需要の高い地区における新設による保育所の設置・運営を行う事業者を募集するものです。

## II 公募する施設の種類の種類等

施設	公募対象の保育提供区域（小学校区）	募集数	定員数
保育所	西部地区 （中村町（うち西部地区内の区域に限る）、 新神田、米丸、西南部、押野、三和、緑、安原）	1	60名以上 180名以下

## III 応募要件

### 1. 応募事業者

本事業に応募することができる者は、以下の（１）～（７）全てを満たす法人とします。

- （１）応募者は社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人又は日本赤十字社であること（予定法人を含む。ただし、事業開始時点で法人格を有すること。）
- （２）整備事業の運営を直接行う事業者であること
- （３）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 3 項第 4 号及び第 35 条第 5 項第 4 号に適合すること
- （４）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 2 項各号に該当しないこと
- （５）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、金沢市から指名停止措置を受けていないこと
- （６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていないものであること
- （７）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること

## 2. 応募計画

応募できる計画は、以下の(1)～(19)全てを満たす計画とします。

- (1) 保育所整備方法については、新設又は既存建物の改修とすること
- (2) 整備及び開設時期については、補助金決定後速やかに整備を始め、平成31年3月末までに完了し、同年4月1日から開所すること
- (3) 「金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(※)」、「金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等のほか、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守したものであること  
※この条例の引用法令の一部に改正がありましたので、「金沢市保育所設置・運営事業者公募要領 別紙」により確認してください。
- (4) 建物の計画内容及び土地に係る法的規制については、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ該当計画が可能であることを確認したものであること
- (5) 整備予定地に抵当権等の施設存続に支障となりえるような権利設定がなされていないこと。又は、その権利の抹消が確実であること
- (6) 整備予定地が貸与の場合、事業存続に必要な期間(30年間以上)の地上権又は賃借権の設定登記がなされていること。又は、その権利の登記が確実であること。ただし、国又は地方公共団体から貸与の場合はこの限りでない
- (7) 整備予定地の賃借料は無償貸与であること又は賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。また、整備・運営事業者決定後は、資金計画に大きく影響を及ぼす建設用地に係る変更(賃借料等(敷金などを含む。)の増額及び変更等)は原則として認めないこと
- (8) 整備予定地を売買で取得する場合、売買金額の全額を自己資金(寄附を含む。)で賄うこととし、借入による用地取得(独立行政法人福祉医療機構からの借入を除く)を行わないこと

国有地の売買や貸与についての照会先

北陸財務局管財部 (Tel:076-292-7875)

<http://hokuriku.mof.go.jp/>

- (9) 建物については、法人所有であること
- (10) 一般銀行からの借入を行わないこと(福祉医療機構との協調融資を除く)
- (11) 併設施設として、他の社会福祉施設との一体整備はできないこと
- (12) 同一の事業者で近接して施設を整備する場合は、別の施設としての運営を徹底すること
- (13) 長期的に適正で安定した事業運営ができるものであること
- (14) 事業開始の運営資金として、年間事業費の12分の1以上を自己資金(現有資金及び寄附金)で所有していること。ただし、自己資金の原資は借入金等で賄ってはならないこと

- (15) 施設長予定者が、児童福祉事業等において2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められること
- (16) 送迎用の駐車場を十分に確保すること
- (17) 定員構成は、生後2か月以上児から就学前までのすべての年齢の児童を受け入れること。また、3号認定こどもの定員は全体定員の3分の1以上とすること

※ 進級時の児童の受入を確保できる定員構成にしてください。

参考例（定員 120 名の場合）	
5 歳児	2 8 名
4 歳児	2 5 名
3 歳児	2 2 名
2 歳児	1 8 名
1 歳児	1 5 名
0 歳児	1 2 名

- (18) 基本となる開所時間等は、次のとおりとすること

ア 開所時間

月～土曜日：午前7時00分～午後6時00分を基本とします。

イ 開所日、休所日

開所日：月～土曜日

休所日：日曜日、祝日、12月29日～1月3日

- (19) 保育所の開設後は、次の事業を必ず行うこと

延長保育（1時間以上）、統合保育（障害児保育）、

かなざわ子育て夢ステーション事業（未就園児に対する支援事業）

また、サービス向上につながる次の事業についても可能な限り実施に努めること

休日保育、年末保育（12月29日、12月30日）

## IV 応募手続き

### 1. 応募申請書の提出

応募申請書の提出にあたっては、予定する施設整備計画に係る関係機関との事前相談を経た上で、本市が指定する書類を取りまとめのうえ、正1部副6部を受付期間内に提出してください。

提出期間を過ぎてからの書類の提出及び差し替え等はできません。

### 2. 応募申請書の受付期間と提出先

平成29年11月8日（水）から平成29年12月27日（水）まで

（土、日、祝日を除く午前9時～午後5時）

日時を予約の上、金沢市福祉局こども政策推進課まで直接持参してください。

（郵送不可）

### 3. 応募申請書提出にあたっての留意事項

以下の(1)～(13)に留意の上、応募申請書を提出してください。

- (1) 応募件数は、1法人1施設とすること
- (2) 提出された書類等は、理由の如何に関わらず返却しないこと
- (3) 応募申請書の提出にあたっては、受付期間終了直前を避け、余裕をもって提出すること
- (4) 提出書類は、表紙、背表紙に「平成29年度 保育所設置・運営事業者の応募申請書 設置施設名 事業者名」と記載したA4ファイルに綴じて提出すること

(例)

「平成29年度 保育所設置・運営事業者の応募申請書 △△保育園 □□会」

- (5) 提出書類の用紙サイズは、証明書類など所定様式のものを除き、A4・A3以外は使用しないこと
- (6) 提出書類は、片面印刷とし、ステープル等で綴じないこと
- (7) 項目ごとに白表紙を入れ、別表1の書類番号を表記したインデックスを付けること
- (8) 正本には、すべて原本を添付すること。なお、贈与契約書や寄附確約書などの契約書類等で原本の提出ができないものについては、代表者が原本証明を行うこと

(例) この写しは原本と相違ありません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人 □□会

理事長 □□ □□ 実印

- (9) 所定の応募申請書等のほか、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがあること
- (10) 所定の応募申請書等は、金沢市のホームページからダウンロードが可能であること
- (11) 整備資金については、国補助金（保育所等整備交付金）を活用し整備費の一部を補助するため、下表を定員ごとの補助金額の目安とすること

定員	施設整備費補助金額
60～70名	110,000千円
71～100名	150,000千円
101～130名	180,000千円
131～160名	210,000千円
161～180名	250,000千円

※ 上記金額は見込みであり国の補助制度の動向により変動します。

※ 補助金は事業完了後に交付します。

- (12) 補助金の交付は、平成30年度中（平成31年3月末）に事業完了することが条件となるが、万が一平成31年3月末で完了しない場合は、すみやかに金沢市に報告し、その指示を受けること
- (13) 事業の運営にあたっては、地域住民等との連携・協力が必要不可欠であり、計画書提出に際しては、事前に地域住民等への説明を行うこと

## V 応募に関する質問

### 1. 建築予定地がどの小学校区に属するかの質問について

建設予定地の地番（住居表示地区であれば住居表示）を金沢市教育委員会ホームページにてご確認ください。

ご不明な点がありましたら電話等で、お問い合わせください。

金沢市立小学校児童通学区域

金沢市教育委員会 学校教育部 教育総務課 (TEL:076-220-2431)

[http://www4.city.kanazawa.lg.jp/39001/tsugaku/syogakkou\\_2.html](http://www4.city.kanazawa.lg.jp/39001/tsugaku/syogakkou_2.html)

### 2. その他の質問等の受付

以下の(1)、(2)のとおり質問書を受付します。

#### (1) 質問書の提出

応募者が所定の質問書により質問受付期間内に提出すること（提出された質問等については、提出した事業者に対し順次お知らせします。）

#### (2) 受付期間

平成29年11月8日（水）～平成29年11月21日（火）午後5時必着

#### (3) 受付方法

金沢市福祉局こども政策推進課までファックス又は電子メールにて提出してください。なお、ファックス等を送信した際には、併せて電話でご一報ください。

TEL : 076-220-2299

FAX : 076-220-2360

E-mail : kodomo@city.kanazawa.lg.jp

#### (4) 留意事項

以下の点に留意の上、質問書を提出してください。

- ・電子メールの表題は「保育所公募要領等に対する質問書（事業者名）」としてください。
- ・公平を期すため窓口、電話等での質問にはお答えしません。
- ・審査選定内容や認可基準など法令等により確認できる事項、他の応募者に関する情報等の質問にはお答えしません。
- ・質問等に関して応募者全員に周知すべき内容と金沢市が判断した場合は、とりまとめの上、本市ホームページ上に公開する予定です。

## VI 選定方法

### 1. 整備事業者の選定

応募者から提出された提案については、以下（１）～（３）の順に審査を行い、その審査結果を踏まえ金沢市長が選定します。なお、本事業において審査の結果により、すべての提案が本事業実施の目的を達成できないと市が判断した場合は、事業者の決定を行わない場合があります。

#### （１）適合審査

国の関係法令・基準・通知や本市の関係条例等に適合しているか、提出された書類に不備がないかを確認いたします。また、予定法人の場合、「社会福祉法人の認可について」等に適合しているか、提出された書類に不備がないかを確認いたします。適合しない項目があった場合、保育所の整備事業者として選定いたしません。

#### （２）１次審査（書類審査）

本市が定める審査項目及び審査基準に基づき、金沢市保育施設等整備検討会（以下「検討会」という。）が書類審査の上、別表「保育所事業者審査基準」により採点を行い、１次審査通過者を選定いたします。

#### （３）２次審査（面接審査）

検討会が応募事業者（法人代表者及び施設長予定者）から、ヒアリングの上、採点を行い、１次審査の得点と合計し事業者を決定します。

### 2. 審査の打ち切り、選定の取り消し

以下の（１）～（６）のいずれかに該当した場合には、審査を打ち切り又は選定を取り消すこともありますので、十分に留意してください。

（１）提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

（２）本要領に違反又は逸脱した場合

（３）応募した法人の役員又は職員若しくはその関係者が、本市の職員又は検討会委員に対して応募内容の採否に係る直接的又は間接的な働きかけを行った場合

（４）金沢市の指示又は承認がなく、事業計画を大幅に変更した場合  
（事業予定地、平面図、工期、施設長予定者等）

（５）施設型給付費等を不正受給する等の反社会的な事由が判明した場合、その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

（６）事業を辞退した場合

### 3. 結果の通知

選定結果は、応募した事業者に対して文書により通知します。なお、整備事業者名等は本市ホームページ上に公開する予定です。



## Ⅶ その他留意事項

以下の(1)～(8)に留意してください。

- (1) 本公募の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とすること
- (2) 審査の結果、不採択になったことによる応募者の不利益について、金沢市は一切その責を負わないこと
- (3) 選定が取り消しになったことによる整備事業者の不利益について、金沢市は一切その責を負わないこと
- (4) 本選定は、土地・建物関係の法令上の制限解除及び児童福祉法その他の法律に基づく指定・認可等を保障するものではないこと
- (5) 応募受付後に辞退をする場合、速やかに辞退届出書(任意様式)を提出すること
- (6) 施設名称については、利用者等の混乱を避けるため、市内に既存する施設の名称と類似の名称は避けること。また、その公益性と中立性を鑑み、特定個人等を顕彰するような名称とならないよう十分考慮すること
- (7) 補助を受けるためには整備前に市が国・県に対し補助協議等を行う必要があり、既に終了している整備、又は既に着工している整備については補助対象外となること
- (8) 本公募の選定を受けた後、施設整備を行うにあたっては、金沢市の指導に基づいて入札及び契約等を行うこと

## 本公募に関する問い合わせ先

金沢市福祉局こども政策推進課

〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2299

FAX 076-220-2360

E-mail [kodomo@city.kanazawa.lg.jp](mailto:kodomo@city.kanazawa.lg.jp)